

熊野川懇談会規約の改訂について

現在の社会情勢等を踏まえ、熊野川懇談会規約（改訂案）のように改訂したい。

熊野川懇談会規約（改訂案）

第 1 条 本規約は、「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という。）の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

（設置）

第 2 条 懇談会は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 16 条の 2 第 3 項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

（目的）

第 3 条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

（懇談会運営）

第 4 条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委嘱された日から 2 年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第 5 条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第 6 条 懇談会は、委員長が召集する。

2. 懇談会の運営(議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表)は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。ただし、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

(情報公開)

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

①会議資料(案)の作成、②議事録(案)の作成、③会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、④懇談会の議事・運営補助、⑤その他

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、**出席**委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受け付ける。

第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

第12条 この規約は、平成16年10月30日から施行する。

平成18年10月7日 改訂

令和2年7月13日 改訂